

特定非営利活動法人 つくばいきものSDGs 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人つくばいきものSDGs（通称：NPO 法人つくばいきものSDGs）という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を茨城県つくば市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象に、自然環境の保全、再生、管理、教育、活用、研究に関する事業を行い、地域社会の公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 環境保全支援事業

希少種を含む動植物の調査、保全のための植栽管理などの環境整備、環境コンサルティング、生物多様性保全/地球温暖化対策に関する普及啓発や環境教育、イベント企画運営など環境保全に関する事業

- ② 教育支援事業
講師派遣や環境教育、教育機関の授業支援、ボランティアの受入、講座企画運営など、教育に関する事業
- ③ 地域活性化支援事業
都市公園等の指定管理や地域協働、市民団体支援、ワークショップ企画運営、商品販売及び支援など地域活性化に関する事業
- ④ 広報支援事業
WEB サイトや SNS の運営、広報パンフレット、チラシ作成など広報に関する事業
- ⑤ その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定めるそれぞれの入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名又は2名
- 2 理事のうち、1人を代表理事とし、必要な時に理事会の議決を経て1名の副代表理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- (1) 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- (2) 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

- (3) 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 2 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び活動決算
- (4) 解散における残余財産の帰属
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っている Web 開催又はメール等の電磁的方法による総会も可とする。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。Web 開催又はメール等電磁的方法による総会も可とする。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 2 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名・押印又は署名・押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
2 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (3) 会費の額
- (4) 資産の管理
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っている Web 開催又はメール等の電磁的方法による理事会も可とする。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第2項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名・押印又は署名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益
- (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の

議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併及び破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において決議したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、本法人の事務を処理するための、事務局を設置することができる。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	木下 潔
理事	小幡 和男
同	藤間 明美
監事	奥田 洋一

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。

6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|-----------------|----|---------------|
| (1) 正会員（個人） | 会費 | 5,000円（1年間分） |
| (2) 賛助会員（個人） | 会費 | 3,000円（1年間分） |
| (3) 賛助会員（団体・法人） | 会費 | 30,000円（1年間分） |

附 則 この定款は、法人の設立の日から施行する。

役員名簿

特定非営利活動法人つくばいきものSDGs

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	木下 潔		有
理事	小幡 和男		無
理事	藤間 明美		無
監事	奥田 洋一		無

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

令和6年10月27日

特定非営利活動法人 つくばいきものSDGs
設立代表者 住所又は居所
氏名 木下 潔

1 趣旨

茨城県つくば市の中央部に位置する筑波研究学園都市は、約半世紀前の昭和期に、自然環境や歴史的遺産の保全を図り、住民の生活が健康で文化的なものとして営めるように設計・建設された都市です。このため、かつては、市街地は公園、街路樹、各種研究機関や大学の緑地などの緑豊かな景観の中、日常的に絶滅危惧種を含む多様な草本や小動物・昆虫・鳥に出会える街でしたが、昨今の異常気象や再開発等により緑地の劣化や縮減が進行しており、都市における生物多様性の維持・保全が懸念されるようになりました。

そこで、日常生活での自然環境保全意識の向上と、同じく市街地の自然・生物多様性保全を目的として、令和4年4月に任意団体として「洞峰いきものSDGsの会」を発足し、地域住民を中心に有識者を招いての勉強会や動植物を対象とした自然観察会、さらには絶滅危惧種の保全や清掃活動などの環境整備を実施してまいりました。その結果、観察会や勉強会への参加者は、つくば市内外から年間延べ500名を超える規模となりました。このような状況から、活動主体を任意団体から、社会に広く認められる非営利活動を行う法人格を持った団体となることで、私たちの活動がより多くの地域、そしてより多くの人々に受け入れられるものとするという考えに至りました。よって、ここに特定非営利活動法人を設立し、広く展開していこうとするものです。

2 申請に至るまでの経過

令和4年4月	任意団体としての活動を開始
令和6年8月	特定非営利活動法人に向けての準備を開始
令和6年10月	特定非営利活動法人設立理事会開催
令和6年10月	設立総会開催

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 つくばいきものSDGs

1 事業実施の方針

初年度は、活動基盤を整えることに注力し、当会が環境保全対象としているエリアを継続して保全するとともに、市民生活に対するこれら環境保全活動の影響等を広く市民に認知してもらうために、広報活動を整備することとする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
環境保全支援事業	希少種自生・活動エリアの 保全・調査作業	(A) 通年 (B) 洞峰公園と その近隣公園 (C) 30人	(D) 一般市民 (E) 不特定 多数	5
	自然共生サイト登録申請作 業	(A) 通年 (B) 法人事務所 (C) 2人	(D) 一般市民 (E) 不特定 多数	10
教育支援事業	実施予定なし			
地域活性化 支援事業	公園美化活動（清掃・花壇 整備）	(A) 3回程度 (B) 洞峰公園と その近隣公園 (C) 10人	(D) 一般市民 (E) 不特定 多数	5
広報支援活 動	WEBサイトの構築とSNS の運営	(A) 通年 (B) インターネ ット上 (C) 2人	(D) 一般市民 (E) 不特定 多数	20

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
	実施予定なし		

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和7年度の事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法特定非営利活動法人 つくばいきものSDGs

1 事業実施の方針

設立2年目であることから、年間通して、計画的に環境保全活動を実施する。特に、保全対象エリアの生物多様性保全に貢献するような整備事業、さらに市民参加型モニタリング観察会や樹木全個体調査などを実施する。特に市民参加型モニタリング観察会や樹木全個体調査などは、単に、対象地域の生物多様性情報が効率的に収集できるだけでなく、社会に生物多様性についての理解が浸透するように、普及啓発や環境教育等の施策を展開するための手段等としても効果的であることから、積極的に取り組むこととする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
環境保全支 援事業	希少種自生・活動エリアの 保全作業	(A) 通年 (B) 洞峰公園と その近隣公園 (C) 50人	(D) 一般市 民 (E) 不特定 多数	200
	自然共生サイト登録申請作 業	(A) 通年 (B) 法人事務所 (C) 2人	(D) 一般市 民 (E) 不特定 多数	45
	樹木全個体調査	(A) 年5回程度 (B) 洞峰公園 (C) 50人	(D) 一般市 民 (E) 不特定 多数	800
	市民参加型モニタリング観 察会・環境自然教育	(A) 年6回程度 (B) 洞峰公園 (C) 30人	(D) 一般市 民 (E) 180人	1,000
教育支援事 業	実施予定なし			

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
地域活性化 支援事業	公園美化活動（清掃・花壇 整備）	(F) 6 回程度 (G) 洞峰公園と その近隣公 園 (H) 50 人	(I) 一般市 民 (J) 不特定 多数	220
広報支援活 動	WEB サイトの構築と SNS の運営	(F) 通年 (G) インターネ ット上 (H) 2 人	(I) 一般市 民 (J) 不特定 多数	45

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
	実施予定なし		

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人つくばいきものSDGs
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	6,000		
賛助法人会員受取会費	0	56,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	200,000	200,000	
3. 受取助成金等			
受取公的助成金	0	0	
4. 事業収益			
環境保全支援事業収益	0		
教育支援事業収益	0		
地域活性化支援事業収益	0		
広報支援活動事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			256,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	3,000		
外注費	0		
通信費	20,000		
消耗品費	17,000		
教育研修費	0		
保険料	0		
支払手数料	0		
減価償却費	0		
雑費	0		
その他経費計	40,000		
事業費計		40,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
図書費	3,000		

科目	金額		
旅費交通費	1,000		
外注費	80,000		
通信費	120,000		
消耗品費	10,000		
教育研修費	0		
諸会費	0		
保険料	0		
支払手数料	0		
減価償却費	0		
雑費	0		
消費税	0		
支払利息	0		
その他経費計	214,000		
管理費計		214,000	
経常費用計			254,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			2,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			2,000

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい(表示例はP61の様式例を参照)。

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人つくばいきものSDGs
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	30,000	
賛助法人会員受取会費	30,000	110,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	100,000	100,000
3. 受取助成金等		
受取公的助成金	200,000	200,000
4. 事業収益		
環境保全支援事業収益	3,500,000	
教育支援事業収益	0	
地域活性化支援事業収益	450,000	
広報支援活動事業収益	0	3,950,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		4,360,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	1,500,000	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	1,500,000	
(2) その他経費		
会議費	50,000	
旅費交通費	200,000	
外注費	100,000	
通信費	45,000	
消耗品費	400,000	
教育研修費	0	
保険料	15,000	
支払手数料	0	
減価償却費	0	
雑費	0	
その他経費計	810,000	
事業費計		2,310,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
図書費	50,000	

科目	金額		
旅費交通費	200,000		
外注費	80,000		
通信費	250,000		
消耗品費	500,000		
教育研修費	0		
諸会費	100,000		
保険料	25,000		
支払手数料	10,000		
減価償却費	0		
雑費	0		
消費税	350,000		
支払利息	0		
その他経費計	1,565,000		
管理費計		1,565,000	
経常費用計			3,875,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			485,000
前期繰越正味財産額			2,000
次期繰越正味財産額			487,000

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい(表示例はP61の様式例を参照)。